

## 現場代理人の兼務に関する取扱い

令和3年3月22日市長決裁

改正 令和4年12月16日

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記で定めているが、常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

### 1 対象工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事現場で現場代理人を兼務できるものとする。  
ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。  
ア 設計額(税込)が4,000万円(建築一式の場合8,000万円)未満の工事であること。  
イ 工事場所が宮古市内であること(県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能)。  
ウ 特記仕様書等によりそれぞれの発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事現場で現場代理人を兼務できるものとする。

### 2 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事現場の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

### 3 手続

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

### 4 兼務の解除

受注者は1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。

## 5 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- ① 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- ② 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

## 6 施行時期

令和5年1月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札契約手続中の工事であっても、1の基準を満たし発注者が兼務を認めた（工事打合簿等書面によること）工事については適用できるものとする。